

## 審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4790

No.	項目	内容
①	処分名	薬局製造販売医薬品製造業許可更新
②	法令名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
③	法令番号	昭和35年法律第145号
④	根拠条項	第13条第4項
⑤	処分権者	各保健所長
⑥	審査基準	▶ 薬局製造販売医薬品製造業許可に準ずる
		添付の有無 無
⑦	経由機関名	
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	(⑩合計期間)15日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4790)
⑫	備考	各保健所で受付・処理(京都市内は京都市役所)